

# 東京都北区商店街地域経済交流事業補助金交付要綱

令和6年4月2日

5北地産第3157号区長決裁

## (目的)

第1条 この要綱は、区内の商店街等の活性化を図るため、区内の商店街等が特別区の区域外にある地方自治体（以下「自治体」という。）、地域団体等と行う経済交流事業に対する補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「商店街」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 一定区域（以下「当該区域」という。）で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
- (2) 社会通念上消費者により、まとまった買い物の場として認識されていること。
- (3) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。
- (4) 当該区域で活動を行うための会則又は規約、役員名簿並びに24箇月分の決算書及び関係帳簿を有していること。

2 この要綱において、「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商店街
- (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）による商店街振興組合
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による事業協同組合
- (4) 商店街連合会及び商店街振興組合連合会

3 この要綱において、「地域団体等」とは、特別区の区域外にある商店街、商店街振興組合、事業協同組合、町会、自治会、商工会、農業協同組合、漁業協同組合その他の公益的団体又はその連合組織（特別区の区域内に主たる事務所を有するものを除く。）をいう。

4 この要綱において、「経済交流事業」とは、区内の商店街等と自治体、地域団体等が共同で行う物産販売、イベント等の経済交流に係る行事の実施並びにそれに伴う調整及び周知活動をいう。

5 この要綱において、「補助事業」とは、別表第1の補助対象事業となる経済交流事業をいう。

6 この要綱において、「友好都市」とは、北区との間で友好都市交流協定を締結した自治体をいう。

## (商店街等に対する補助金の交付対象)

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる経費は、区内の商店街等が行う事業のうち、別表第1の補助対象事業を行うために必要な経費であって、別表第2に掲げる補助対象経費とする。

2 一の商店街等に補助することができる補助事業は、同一年度1事業とする。

3 4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施し、かつ、完了した商店街等が行う補助事業に限り、補助金の交付対象とする。

(補助率及び補助限度額)

第4条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(1) 友好都市の自治体又はその自治体内にある地域団体等と実施する補助事業に係る補助金の額

補助対象経費の5分の4以内で、20万円を限度とする。

(2) 友好都市以外の自治体又はその自治体内にある地域団体等と実施する補助事業に係る補助金の額

補助対象経費の3分の2以内で、15万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする商店街等は、原則として、区長が定めた期日までに東京都北区商店街地域経済交流事業補助金交付申請書(別記第1号様式)を区長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するとともに、東京都北区商店街地域経済交流事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、補助の目的に適合しないと認めるときは、速やかに補助金の不交付を決定するとともに、東京都北区商店街地域経済交流事業補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、商店街等に対し、その結果を通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 区長は、交付を決定する場合には、補助金の交付の目的を達成するために、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金を補助事業以外の事業に使用しないこと。

(2) 補助事業の内容について変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けること。

(3) 補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書を区長に提出すること。

(4) 補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならないこと。

(5) 取得財産等については、商店街等が行う事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。

(6) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、区長の承認を得ること。

(7) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を区長に納付しなければならないこと。

(8) 商店街等が行う事業の完了後、区長から要求のあったときは、事業内容等について常に公開できるよう書類を整備しなければならないこと。この場合において、公開期限は商店街等が行う事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とすること。

(9) その他特に区長が定めた条件

(申請の取下げ)

第8条 商店街等は、第6条の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）の内容又はこれに付された条件に不服があり、第5条の規定による交付申請（以下「交付申請」という。）の全部又は一部を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

2 商店街等は、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を区長に提出するものとする。

(事故報告)

第9条 商店街等は、補助事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び状況を書面により区長に報告し、その指示を受けるものとする。

(補助事業の内容変更等)

第10条 商店街等は、補助事業の名称、実施期間等の内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合には、あらかじめ東京都北区商店街地域経済交流事業変更（中止）承認申請書（別記第4号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認をしたときは、東京都北区商店街地域経済交流事業変更（中止）承認書（別記第5号様式）を、商店街等に交付するものとする。

(実績報告)

第11条 商店街等は、補助事業が完了したときは、区長が定めた期日までに、速やかに東京都北区商店街地域経済交流事業補助金実績報告書（別記第6号様式）を区長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、関係書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定内容及び条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき額の補助金を確定し、東京都北区商店街地域経済交流事業補助金交付確定通知書（別記第7号様式）により商店街等に通知するものとする。

2 前項の規定による交付すべき補助金の額は、補助事業に要した経費により算出した額と交付決定をした額のいずれか低い額とする。

(補助金の請求)

第13条 商店街等は、前条第1項に規定する確定通知書を受け取ったときは、速やかに東京都北区商店街地域経済交流事業補助金請求書（別記第8号様式）を区長に提出するものとする。

(補助金の支払)

第14条 区長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を商

店街等に支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 商店街等は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに東京都北区商店街地域経済交流事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(別記第9号様式)により報告しなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の仕入控除税額相当額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 区長は、交付決定を受けた商店街等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第17条 区長は、第12条の規定により商店街等に交付すべき補助金の額が確定した後、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、商店街等に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第18条 商店街等は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存するものとする。

(検査)

第19条 商店街等は、区長が補助事業の運営及び経理等の状況について検査を求めた場合又は補助事業について報告を求めた場合は、これに応じるものとする。

(違約金及び延滞金の納付)

第20条 第16条の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第17条の規定により補助金の返還を命じたときは、区長は、商店街等が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額(一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を商店街等に納付させなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、商店街等が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させな

ければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第21条 前条第1項の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、商店街等の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第22条 第20条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年9月25日区長決裁6北地産第2215号)

この要綱は、令和6年9月25日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業

商店街等と地方（特別区の区域外）の自治体、地域団体等が共同で実施する以下の経済交流事業
（1）人、物等の交流を伴うイベント事業
（2）物産販売事業
（3）その他目的に適合すると認められる事業
（4）（2）から（3）までの事業の実施に伴い行うイベント事業

\* 1 以下の要件を満たす事業を補助対象とする。

- ① 原則、当該商店街等の街区内で行うものであること。
- ② 商店街等が自ら企画し実施すること。
- ③ 連続する期間に行われるものであること。

（1回の事業の実施期間はおおむね3か月以内とする。）

- ④ 年度内に完了するもの。（契約日、履行日及び支払行為が実施年度内であること。）

\* 2 以下に該当する事業は、補助対象外とする。

- ① 商品券等の特典又は割引を付加する事業
- ② 事業に係る全ての業務を委託する事業
- ③ 販売促進のためにチラシ・ポスター等の作成のみ行う事業や、提灯、フラッグ等の装飾のみを行う事業
- ④ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の規定に違反している事業

別表第2（第3条関係）

補助対象経費

経費区分	例示
広告宣伝費	ポスター、チラシ、案内看板、専用のホームページ、事業に用いる抽選券等の制作費、広告掲載料及びチラシの新聞折込料
会場設営・運営委託費	舞台設営等に係る工事費、会場の賃借料、会場警備等の委託費及び金魚すくい等のゲーム類を行うための経費
景品・記念品費	抽選会等の景品購入費及び来場者に配布する記念品費
出演料	コンサート等への出演者に対する出演料
物品運搬費	事業において販売し、及び提供する経済交流する地域の物産品の運搬費
諸経費	事業に直接必要な備品購入費・消耗品費、賠償責任保険料、道路使用許可手数料、ごみ処理券、クリーニング代、写真撮影代及び事業のために臨時に雇い入れた短期雇用の賃金・事業への協力等に対する謝礼
宿泊費	東京都北区内の宿泊施設等に宿泊した際の宿泊費 ※1 たゞし、事業を実施する日の前日から最終日の前日までを対象とする。 ※2 総事業費の2分の1の金額を上限とする。
その他補助事業を実施するために必要と認められる経費	

補助対象外経費

区分
土地の取得、賃借、造成及び補償に係る経費
補助事業以外に使用できる備品の購入費
実施主体である商店街等の関係者、その同居する親族、経済交流する自治体及び地域団体等の関係者に対する賃金、謝礼、会議費、飲食費
来賓者等に対する飲食費その他の経費
景品費のうち現金又は宝くじによるもの
使用実績がないもの
補助事業に直接必要がない経費